

# 地方自治体による広域連携の推進について

---

令和3年11月15日(月)

総務省自治行政局市町村課

# 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供（第32次地方制度調査会答申抜粋）

## 第4 地方公共団体の広域連携

### 1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

#### (3) 定住自立圏・連携中枢都市圏

##### ① 現状と特徴

定住自立圏・連携中枢都市圏の形成については、相当程度進捗した段階にある。

##### ② 市町村間の合意形成に際しての課題への対応

定住自立圏・連携中枢都市圏の取組については、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用による住民の生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。

（中略）

今後、「地域の未来予測」の整理等によって、各市町村や定住自立圏・連携中枢都市圏内の行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを踏まえて議論を行うとともに、こうした取組を広げ、さらに連携協約等においてもルール化することにより、連携計画作成市町村が、他の市町村の意見を十分に踏まえ、メリットを示しながら、丁寧に合意形成を進めていくことが重要である。これにより、他の市町村の積極的な参画が進み、連携による取組の内容の深化が図られることが期待される。

なお、近年、個別行政分野の法令に基づいて計画を作成する事務が増加しているが、定住自立圏・連携中枢都市圏の取組として共同で作成している事例も見られる。地方公共団体による計画作成の義務付けについては必要最小限とすることを前提に、国は、できる限り共同作成が可能になるようにし、また、可能であることを明らかにすることが適当である。

##### ③ 公共私連携への対応

市町村間の広域連携に際しては、公共私連携した取組を充実させていくことが重要である。連携計画作成市町村が連携計画を作成する際には、他の市町村の区域の共や私の担い手の十分な参画が担保された場における議論を経て合意形成を行うことが重要であり、さらには、様々な共や私の担い手からの提案も受けることができるようにすることが効果的である。

# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、  
地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入**（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、国費により支援
- 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

### ➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢  
都市宣言

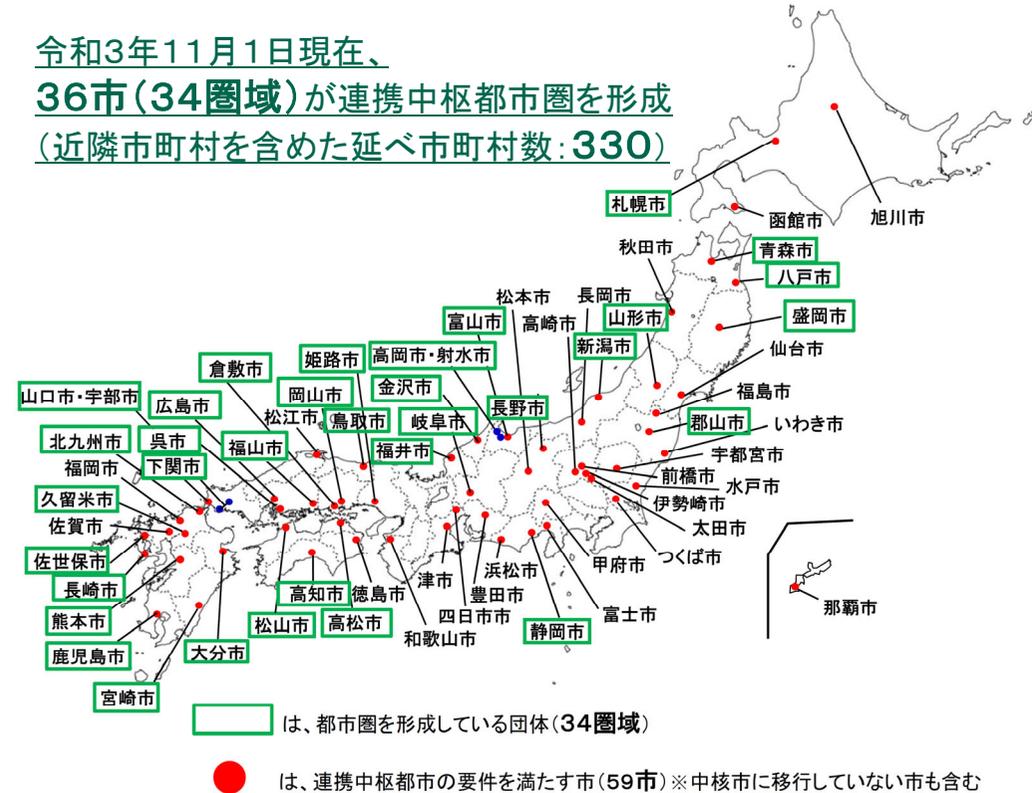


連携協約  
の締結



都市圏ビジョン  
の策定

令和3年11月1日現在、  
**36市(34圏域)**が連携中枢都市圏を形成  
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:330)



### 【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

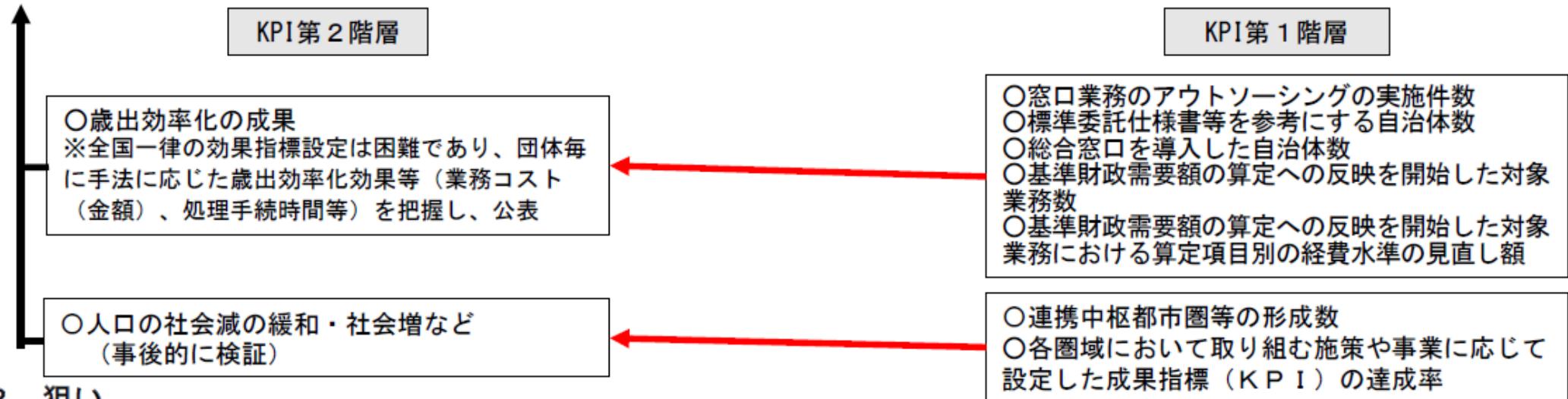
# 【地方行財政改革等：持続可能な地方行財政基盤の構築】

「経済・財政一体改革エビデンス整備プラン」  
 (令和3年8月30日経済・財政一体改革推進委員会  
 EBPMアドバイザーボード)から抜粋

## 1. 政策体系の概要

政策目標：持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。

- ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）



## 2. 狙い

自治体の業務改革・広域連携の効果検証

## 3. 具体的な検証項目

	担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
1	総務省	自治体の業務改革	国地方1 (p80)	自治体の業務改革により、住民の利便性は向上したか	本年秋までに既存調査（※詳細は参考10）を整理	既存調査を踏まえて検討
2	総務省ほか	自治体の広域連携	国地方12 (p87)	各圏域において連携して施策等を講じたことによる効果を検証するためにどのようなKPIが適切か	本年秋までに、既存調査（※詳細は参考11）の収集・整理	既存調査を踏まえて検討

# 施策ごとのKPI設定状況（要綱上の取組で分類）

ア 圏域全体の経済成長のけん引	設定圏域数
a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	28
b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	31
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	31
d 戦略的な観光施策	30
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	10

イ 高次の都市機能の集積・強化	設定圏域数
a 高度な医療サービスの提供	23
b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	29
c 高等教育・研究開発の環境整備	25
d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	12

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	設定圏域数
<b>A 生活機能の強化に係る政策分野</b>	
a 地域医療	25
b 介護	11
c 福祉	26
d 教育・文化・スポーツ	27
e 土地利用	8
f 地域振興	24
g 災害対策	25
h 環境	25
<b>B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</b>	
a 地域公共交通	19
b ICTインフラ整備	9
c 道路等の交通インフラの整備・維持	9
d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	10
e 地域内外の住民との交流・移住促進	27
f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携	12
<b>C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野</b>	
a 人材の育成	17
b 外部からの行政及び民間人材の確保	2
c 圏域内市町村の職員等の交流	12
d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携	11

※ 令和2年3月末時点の設定状況。

# 連携中枢都市圏の取組とKPIの設定例について

※ 令和2年3月末時点の設定状況。

## 圏域全体の経済成長のけん引

### ○ 産学連携支援事業(アb)

(熊本連携中枢都市圏(熊本市))

・圏域等の事業者を対象に産学連携による新事業の創出を支援するため、産学連携コーディネータを配置し、日常的な産学連携ニーズ等に対応するとともに、大学教授等の研究シーズを地場企業の方々が学び、事業化の契機としてもらう「小規模マッチング会」を開催する。

KPI	圏域内の創業者数 (年間)	基準値: 772人(H28) → 目標値: 1,000人(R2) 現状値: 1,084人(H30)
-----	------------------	--

### ○ 「播磨地域ブランド」の確立(アc)

(播磨圏域連携中枢都市圏(姫路市))

・播磨圏域の選りすぐった多彩な特産品や地場産品を統一感をもったブランド「豊穡の国はりま」として展開し、首都圏を中心とした国内外の消費者やバイヤーに発信。播磨圏域全体のイメージアップによる地域活性化につなげる。

※ 令和元年度からは、播磨の魅力をより明確に打ち出すため、新たに「醸す 造る 播磨」を掲げ、「醸造」をキーワードに播磨地域産品のブランド力強化を図る。

KPI	地域ブランド 登録事業者数	基準値: 141件(H27) → 目標値: 184件(R1) 現状値: 189件(R2.3)
-----	------------------	---

## 高次の都市機能の集積・強化

### ○ 診療情報共有化事業(イa)

(久留米広域連携中枢都市圏(久留米市))

・インターネット回線を利用した地域医療連携システム(ID-Link)を用いて、情報開示施設が所有する検査、処方、画像などの診療情報を患者同意のもと、地域の医療機関が共有する「くるめ診療情報ネットワーク(愛称:アザレアネット)」について、佐賀県及び八女筑後地域とも連携しながら、その推進を図る。

KPI	参加医療機関数	基準値: 126施設(H27) → 目標値: 150施設(R3) 現状値: 270施設(R2.3)
	登録患者数	基準値: 7,365人(H27) → 目標値: 10,000人(R3) 現状値: 16,454人(R2.3)

### ○ 広域的公共交通ネットワーク強化事業(イb)

(とやま呉西圏域(高岡市・射水市))

・城端・氷見線沿線公共交通網形成計画等に基づく各種施策の展開や万葉線のICカード導入検討など、鉄軌道の連携強化を骨格とした各種公共交通ネットワークの活性化を図る。

KPI	主要駅の 一日あたり 乗車人数(※)	基準値: 23,878人/日(H27) → 目標値: 23,400人/日(R2) 現状値: 24,432人/日(R2.3)
-----	--------------------------	--

(※)各交通機関(あいの風とやま鉄道及びJR城端・氷見線)の主要駅における利用者数

## 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### ○ 保育の広域利用の拡大事業(ウAc)

(長野地域連携中枢都市圏(長野市))

・多様な保育ニーズに応えることにより、子どもを産み育てやすい環境を圏域全体で構築するため、病後児保育施設の広域受入を実施。

KPI	病児・病後児保育 事業参加機関数	基準値: 2施設(H28) → 目標値: 4施設(R2) 現状値: 7施設(R1)
-----	---------------------	--

### ○ 移住交流推進事業(ウBe)

(高梁川流域連携中枢都市圏(倉敷市))

・東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町での共同出展やお試し住宅の運営の他、関係市町が地域の特色を生かした取組を実施する。

KPI	倉敷・流域お試し住 宅利用による 移住者数	基準値: 9人(H27) → 目標値: 100人(H27~R1) 現状値: 126人(H27~R1)
-----	-----------------------------	---

# 連携中枢都市圏における成果指標（KPI）の設定状況等に関する調査

## 1. 調査の概要

- 令和3年3月末時点において連携中枢都市圏ビジョンを策定している連携中枢都市圏の連携中枢都市を対象に実施。
- 例年実施している①「連携中枢都市圏におけるKPIの設定状況及び達成状況に関する調査」に加えて、②「連携中枢都市圏におけるKPIの設定・検証方法等に関する調査」を新たに実施。
- ②「連携中枢都市圏におけるKPIの設定・検証方法等に関する調査」では、それぞれの圏域において、施策や事業のKPIの設定や検証をどのように行っているか、KPIの設定等における工夫等について調査を実施。

## 2. 調査の結果(概要)～KPIの設定方法等について～

### <KPIの設定の方法等>

- 多くの圏域が各事業の所管課(原課)と連携担当課で調整を行った上で、ビジョン懇談会での議論も経てKPIを設定している。
- 数は少ないが、議会の議決を経てKPIを設定している圏域や外部有識者のアドバイスを踏まえてKPIを設定している圏域もある。

### <KPIの検証の方法等>

- 多くの圏域が毎年度検証を行っている。
- ビジョン懇談会で検証を行っている圏域が多いが、ビジョンに定める取組期間(おおむね5年間)終了のタイミングで外部(コンサルタント)に委託して成果検証を行った圏域もある。

### <KPIの設定等に当たっての工夫等>

- 連携担当課から各事業の所管課に対し、KPIの設定等に有益なデータや資料等を提供するなど連携担当課が中心となってKPIの質を高めるための工夫をしている事例が見られる。
- 政策分野ごとに連携市町村でKPIについて議論する場を設けているなど連携市町村を巻き込みながらKPIの設定等を行っている事例が見られる。

# 連携中枢都市圏における成果指標（KPI）の設定状況等に関する調査

## 3. 調査の結果（概要）～KPIの内容について～

### <適切なKPIとして評価できるKPIの例>

- 連携の効果（特に、連携市町村への波及効果）を測るKPIを設定している。  
（例）連携中枢都市圏に所在する公共施設を連携市町村の住民がどの程度利用しているかをKPIとして設定。
- 事業効果を直接的に測ることができるアウトカム指標をKPIとして設定している。  
（例）セミナーの開催回数や参加人数ではなく、セミナーがどれだけ参加者の行動の変容につながっているかをKPIとして設定。

### <各圏域におけるKPIの設定に係る課題の例>

- 事業に関するKPIとして適切なアウトカム指標が思い当たらず、アウトプット指標を設定している。  
（例）職員の人材育成について、能力向上度合いを計測する手段がなく、KPIを「研修開催回数」「研修参加者数」と設定。
- 施策に対するKPIとして、連携事業以外の要因で大きく変動しやすいKPIを設定している。  
（例）「雇用対策」という施策に対するKPIを「第2次・第3次産業の従業者数」と設定。

# 連携中枢都市圏における計画の共同作成事例

- 連携中枢都市圏では、中心となる都市と、連関性の強い近隣市町村が一体となって、様々な事務・施策を実施している。その中には、市町村間の利害調整を伴う計画の共同作成に積極的に取り組んでいる事例も見られる。

## 地域公共交通網形成計画の作成(八戸圏域)

- 圏域内のすべての自治体で地域公共交通網形成計画を共同作成。
- 自治体の区域をまたぐ広域的な路線の再編や新規設定を定める。

## 「広域的な立地適正化の方針」の作成(播磨圏域)

- 圏域内の複数自治体で「広域的な立地適正化の方針」を策定。
- 救急救命センター等の高次都市機能に関し、自治体間の連携や整備の役割分担等を記載。

## 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画の作成(熊本圏域)

- 圏域内のすべての自治体で地方公共団体実行計画を共同作成。
- 地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制について記載。

## 国土強靱化地域計画の策定(八戸圏域)

- 圏域内のすべての自治体で国土強靱化地域計画を合同して策定。
- 各市町村が共通して作成する総論部分をまとめて作成するほか、避難に関する連携等を記載。

### 【参考】第32次地方制度調査会答申(令和2年6月26日総理手交) 抜粋

近年、市町村が、個別行政分野の法令に基づいて計画を作成する事務が増加しているが、**定住自立圏・連携中枢都市圏の取組として共同で作成している**事例も見られる。こうした手法は、広域連携の取組内容の深化や、増加している**法定計画作成の負担軽減に資する**と考えられることから、地方公共団体による計画作成の義務付けについては必要最小限となることを前提に、国は、地方公共団体による計画作成に関する立法を行う場合には、できる限り共同作成が可能になるようにし、また、可能であることを明らかにすることが適当である。

# 複数の市町村による計画の共同策定

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)一抄一

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)【一部抜粋】

市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

- ✓ 内閣府及び総務省から各府省に対して、「市町村が策定する法定計画について、特段の支障が無い限り原則として共同策定を可能とし、その旨を法令や通知等において明らかにしていただきたい」旨依頼(令和3年7月)。
- ✓ 内閣府及び総務省の連名で市町村が策定する法定計画の共同策定の可否に関する状況を把握するための調査を実施中(令和3年7月～)。

(主な調査項目)

- 市町村が策定する法定計画について複数の市町村による共同策定が可能か。
- 複数の市町村による共同策定が可能である場合、その旨は明確化されているか。
- 現状では複数の市町村による共同策定が認められていない場合、共同策定を可能とする方向で見直しを行う予定があるか 等

## <今後の予定>

- 各府省において、複数の市町村による計画の共同策定を可能とする方向で制度・運用の見直し等必要な措置が講じられるよう適宜フォローアップする。
- 上記調査の結果を踏まえて、複数の市町村による共同策定が可能な計画について整理の上、地方公共団体に周知する。
- 特に、複数の市町村で共同で策定することでより効果が発揮されると考えられる計画については、各府省とも連携しながら計画の共同策定を推進することとする。

# 市町村が策定する法定計画の共同策定の可否に関する状況調べ（結果の概要）

※結果は、各省回答ベースであり、精査中のため、暫定版。

## 1. 複数の市町村による共同策定が可能な計画 222計画／275計画

### (1) 共同策定が可能であることが法律上明確にされている計画 69計画

(例)地域公共交通計画、創業支援等事業計画

### (2) 運用上共同策定が可能とされている計画 153計画

(例)市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### ① 共同策定が可能である旨が通知等で明確化されているもの 47計画

#### ② 今後明確化する予定であるもの 92計画

【参考1】明確化の予定時期

令和3年度中 51計画

令和4年度中 34計画

令和5年度以降 6計画

未定 1計画

【参考2】明確化の方法

通知や指針等の改正、発出

自治体向け会議・研修会等での周知 等

#### ③ 明確化するかどうかも含めて検討中 等 14計画

## 2. 複数の市町村による共同策定が認められない計画 53計画／275計画

(例)財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針(いわゆる「内部統制に関する方針」)、

(小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく)産業振興促進計画